

## 1. 見直しに当たって

### ①制度の特徴

- 休眠預金等活用制度は、休眠預金を民間公益活動による社会課題解決に活用する新しい仕組み
- 個別の課題解決にとどまらず、「社会課題解決のための自律的かつ持続的な仕組み」を目指す点に特徴  
このため事業実施に当たっては「自立した担い手の育成」「インパクト評価による成果の可視化」「革新的手法の開発・普及」などを追求

### ②制度の展開状況

- 指定活用団体、資金分配団体及び実行団体の各段階で目標実現に向けた着実な取組み
- 制度創設時に想定し得なかった社会経済環境の変化にも対処が求められる
  - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による社会課題の深刻化
  - ・ 社会課題解決と経済成長の双方を追求する社会的起業家の増加。その支援が政府の重要なアジェンダに  
など

### ③見直しの経過

- 法附則の見直し規定に従い、制度立案を担った休眠預金活用推進議員連盟を中心に議論
- 本方針は、議連における検討結果及び休眠預金等活用審議会における審議を踏まえ、内閣府において取りまとめ

## II. 休眠預金等活用制度の評価と課題

### 総評

- 制度の着実な実施により、我が国のソーシャルセクターの担い手の育成に大きな役割。今後は更なる育成のための制度・運用見直しが求められる
  - ・ 重点3分野への支援、全国各地での展開により、具体的な成果。コロナ等にも臨機に対処
  - ・ 支援手法として「伴走支援」を確立したことは特筆すべき成果
  - ・ 社会的起業家の増加により新たな活用領域・手法への訴求

### 法の基本理念に照らした評価と課題

支援体系  支援規模・範囲

#### (1) 民間公益活動への活用

- ・ スタート期は堅実・慎重な運用方針。制度への信頼醸成に寄与
- ・ 出資解禁への関係者の期待と社会的要請が強まる

- 支援規模及び決定方法の見直しが必要
- 出資の解禁と具体的な制度設計の検討が必要

#### (2) 行政の手の届かない分野への支援

- ・ 行政支援を得難い事業への助成が実現
- ・ 国際協力活動への支援のあり方、行政とNPO等との役割分担に関する問題意識が高まる

- 国際協力活動への支援範囲等に関する検討が必要
- 行政とNPO等との連携・協働の流れを踏まえた検討が必要

#### (3) 団体の自立及び資金調達環境の整備の促進

- ・ 自己資金確保に関しては、実態に即して段階的・現実的に対応
- ・ 資金分配団体を中心として基準の見直しを求める声あり

- 自己資金比率基準等の目的・実態に照らし、団体の種別に応じた見直しが必要

#### (4) 多様な意見の反映

- ・ 業務改善PTや審議会等を通じた多面的な意見把握と迅速な反映を実現

- 内閣府及び指定活用団体における継続的な取組が必要

#### (5) 透明性・説明責任の確保

- ・ 各層の活動に関する情報開示は的確に実施
- ・ インパクト評価の実施能力・体制への不安視が存在

- 資金分配団体及び実行団体における実施能力の涵養、そのための指定活用団体等による支援充実が必要

#### (6) 地域・分野等の偏在の排除による多様性の確保

- ・ 同一事業の再申請制限により参入団体の多様性確保
- ・ 過度に制限的との指摘、弾力化を求める声も

- 目的達成のための一定の基準の下で、弾力措置の導入が必要

#### (7) 革新的手法の開発・普及

- ・ 革新的手法を用いた事業も一定数実現

- 非資金的支援の充実による団体の能力強化が必要
- 指定活用団体及び資金分配団体による好事例の展開等の支援充実が必要

### 各団体に即した評価と課題

#### (1) 指定活用団体

- ・ スタート期は資金的支援に主眼。その後非資金的支援(伴走支援)に注力
- ・ 調査研究や啓発広報は標準的な段階

- 出資解禁に必要な能力・体制に関する検討が必要
- 調査研究・啓発広報の充実が必要

#### (2) 資金分配団体

- ・ 中間評価では事業目標達成が大勢。資金調達面では自立傾向
- ・ 実行団体への伴走支援を担うPOは依然不足

- 実行団体に対する非資金的支援の担い手にふさわしいPOを含め、体制・能力の充実が必要

#### (3) 実行団体

- ・ 中間評価では事業目標達成が大勢
- ・ 休眠預金等活用制度による資金的支援終了後の自立が見通せない団体も

- 自立に向けた資金分配団体等による非資金的支援等の強化が必要

### Ⅲ. 見直し事項

#### 1. 支援体系の見直し

##### ①目的規定へのソーシャルセクターの担い手の育成の明記【法律改正】

- ・法第1条（法の目的）にソーシャルセクターの担い手の育成を明記

##### ②非資金的支援による団体の能力強化（別紙1）【法律改正】

- ・人材・情報面からの支援を法律に位置付けるとともに、もっぱら当該支援を行うことを目的とする活動支援団体(仮称)を創設

##### ③出資の実現による資金的支援の多様化（別紙2）【法律改正】

- ・出資を解禁することとし、必要な規定を整備

#### 2. 支援規模・範囲等の見直し

##### ④助成限度額（通常枠）の決定方法

- ・中期目標を設定し、各年度の必要額を計上する方式に移行

##### ⑤行政施策との役割分担の整理

- ・行政施策の後退を許容するものではないことを前提に、行政施策との関係の整理、事業終了後の行政施策化の見通し等に即して個別に判断し、事業採択

##### ⑥国際協力への支援【法律改正】

- ・民間公益活動の促進が期待される経済社会情勢の例示に国際化を追加。国際NGOによる国内での活動等への制度活用を促進

##### ⑦成長期・成熟期にある団体の活動への支援

- ・より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策等について、今後検討

##### ⑧同一事業の再申請・事業期間の延長

- ・再申請に係る実際の運用に合わせて制度を明確化。併せて透明性を確保する仕組みを検討
- ・コロナによる事業遅延は特例的に延長を許容。さらに、それ以外の個別的な延長については要件を検討

##### ⑨自己資金の確保(通常枠)

- ・資金分配団体の自己資金比率の位置付けを改め、事業継続性等を総合評価する方式に移行

##### ⑩PO関連経費の助成

- ・現行水準の助成を継続

#### 3. 安定的・効果的な制度運用のための見直し

##### ⑪指定活用団体の事務費特例の延長等【法律改正・府省令改正】

- ・指定活用団体の事務費特例を延長
- ・預金保険機構から指定活用団体への資金交付を前倒し

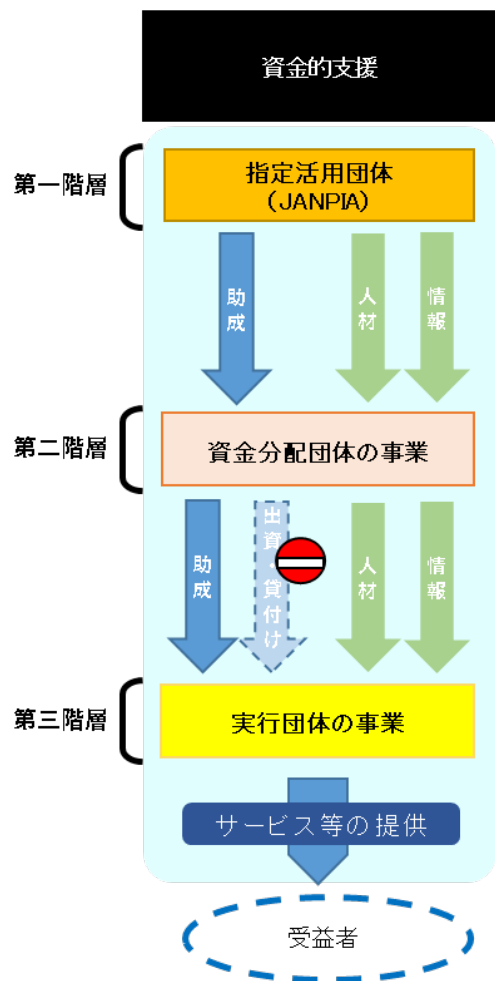
##### ⑫法の見直し規定【法律改正】

- ・制度の更なる発展を期すため、5年後を目途とする見直し規定を継続

- ・資金的支援を主軸とする現行の支援体系に、人材・情報面からの支援を追加し、法律に位置付ける
- ・活動支援団体（仮称）を創設し、資金配分を伴わない中間支援活動であって、将来の休眠預金等活用事業への参入に資する事業等も、支援体系の第二階層に位置付ける

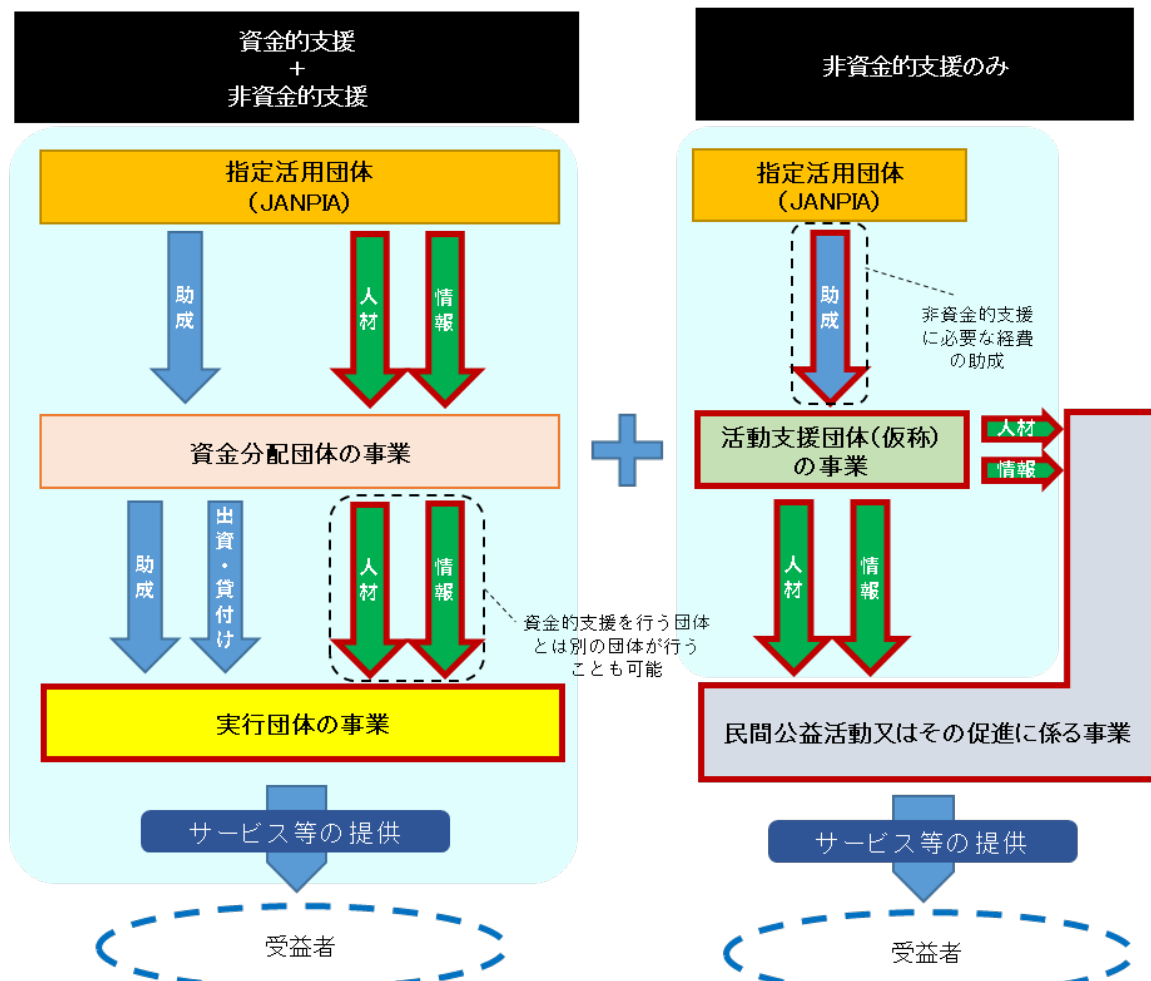
【イメージ図】

## ＜現状＞



## ＜見直し後＞

(注) **赤枠**は、法律で明確化する部分



## ■ 出資の意義・目的

- ・ 生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会課題の解決に向けた取組を一層強化

## ■ JANPIAの組織体制等

- ・ 資金分配団体に対する出資に関する専門性（出資判断・市場対話・評価）への対応については、必要な人員・体制を確保

## ■ 具体的な制度設計

- ・ 出資対象の実行団体は、初期段階のスタートアップなど民間資金が十分ではない社会の諸課題の解決を図る事業に取り組む団体。出資規模は5～10億円程度（10億円程度のファンドを毎年度1～2ファンド組成）を想定。利益等は指定活用団体へ分配

## ■ 出資スキーム

- ・ 指定活用団体からの出資についても、実現可能となるよう法改正。ファンド出資型と法人出資型を並置

【イメージ図】

